

J R 東海労
大二運分会

交差点

No. 133
2007年 8月26日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

15名の管理者が組合活動を妨害！

8月24日、私たちは、大阪第二運輸所の管理者が夏の繁忙期に私服で乗車し、車掌業務の妨害をしていた問題を訴えるために職場でビラ配布を行いました。

当日は組合員6名が整然と配布していましたが、その場に15名もの管理者が押し寄せ、私たちの正当な組合活動の妨害を行いました。

その中で管理者らは、「施設管理権」「業務妨害」を理由に退去命令を言い放ちました。私たちは管理者に組合活動の中止や退去を命令されるいわれはないことと、組合活動の妨害をやめるように主張しました。

押し寄せた管理者らはビデオカメラ2台を用意し、いかにも私たちの行動が異常なものであるのかということを押しだして、異常な対応を取ることで職場での組合活動を否定する行動を取ったのです。

職場の混乱を招き、多忙な時期に汗して働く社員の姿勢を信用しない行動を取っているのは会社自身ではないのでしょうか！

ここに私たちの抗議を受け入れずに大勢の管理者による威圧・妨害した行為に対しあらためて抗議の意志を明らかにするものです。

職場の組合活動に対する妨害は不当労働行為だ！

5月23日、大阪府労働委員会は、J R 東海労大阪第三車両所分会が行った職場での組合ビラ配布等に対して行った会社の介入を不当労働行為と認定し、会社に対して今後このような行為を繰り返さないという文書をJ R 東海労に手交することを命じました。

私たちは、今後も堂々と職場での組合活動を展開することと、本音でモノが言える明るい職場にしていくために奮闘することをあらためて明らかにするものである。